

趣旨
目的

全国各地で個性的で魅力ある地域づくりに向けた取組みを推進する。

事業
内容

「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、令和3年度で36回目の開催となる国土交通大臣表彰。地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果として発掘し、「手づくり郷土賞」として表彰するとともに、好事例として広く紹介する。

事業実施主体
(対象者)

地域活動団体
(都道府県、市町村と共同で応募可)

補助率

—

令和3年度
当初予算
(百万円)

—

募集対象

一般部門

地域の魅力や個性を生み出している、社会資本*及びそれと関わりのある地域活動が一体となった成果

*原則として国土交通省が所管する社会資本で、地方公共団体等が整備・管理するものを含む。

大賞部門

これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した、社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含む成果

※「手づくり郷土賞」を受賞した後、なお一層の活動の充実が行われるなど、継続的に魅力ある地域の実現に寄与し、他の地域のモデルとなり得るものを選定して表彰

受賞事例

市民・民間事業者が主体的に水辺空間を活用する社会実験を開催し、物販や観光船など多彩なイベントの参加者や、日常的な河川利用者が増えている。



水辺空間を活用した『川あそび』



観光船



リバークリーン

受賞記念発表会

優れた地域づくり活動を広く紹介することにより、個性的で魅力ある郷土づくりの取組が各地でより一層推進されることを期待し、発表会(交流会)を開催



手づくり郷土賞受賞記念発表会

＜選定にあたっての評価例＞

- ・里の原風景を残し、環境学習・景観学習が出来るような整備がされている。
- ・周辺地域の観光資源等と連携して特徴のあるインフラツーリズムを実践している。
- ・新しい発想や住民自ら考え工夫を凝らした地域活動が行われている。 など



趣旨 人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。

事業内容 モデル的な小さな拠点の形成を図る観点から、一定規模以上の集落圏等における生活機能の再編・集約するための既存施設の改修等

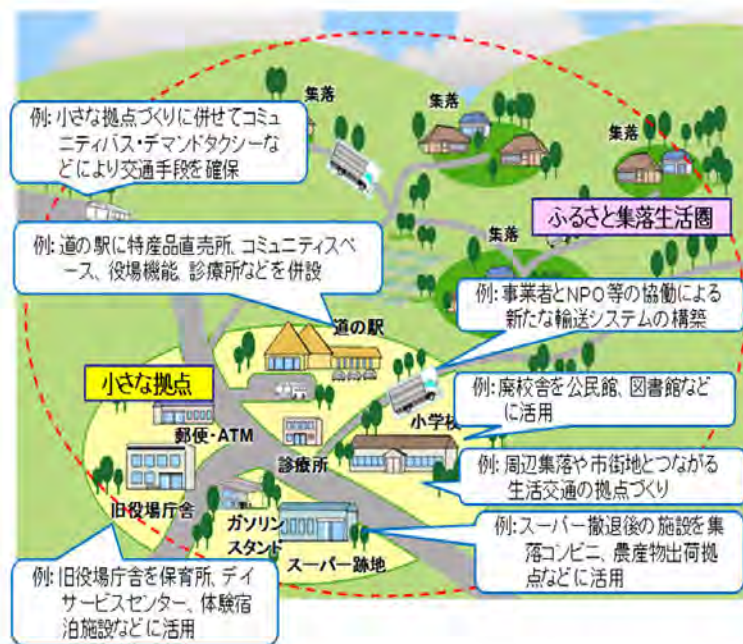
事業実施主体（対象者） 市町村、NPO法人等

補助率

1/2以内（市町村）、
1/3以内（NPO法人等）

令和3年度
当初予算
（百万円）

44



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

○補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
(集落活性化推進事業費補助金)

●対象地域: 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域
(都市計画区域等の一定の地域を除く。)

●実施主体: 市町村、NPO法人等（間接補助）

●補助率: 1/2以内(市町村)、1/3以内(NPO法人等)

●対象事業:

モデル的な小さな拠点の形成を図る観点から、一定規模以上の集落圏等において、以下を行うための既存施設の改修等

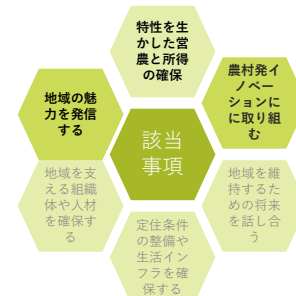
- ・生活機能の再編・集約
- ・テレワークスペース等の整備
- ・既存の小さな拠点における換気設備、自動水栓等

趣旨
目的

創意と工夫を活かした広域的な地域づくりを通して、個性ある地域の整備・育成に顕著な功績があった優良事例を表彰し、それを広く紹介することにより、活力ある地域づくり活動の奨励を図る。

事業
内容

「地域づくり表彰」は、昭和59年度に創設され、令和3年度で38回目の開催となる国土交通大臣表彰。都道府県から推薦された地域づくり事例について、今後の地域づくりのヒントやノウハウにつながるものを表彰し広く紹介する。「地域づくり部門」「小さな拠点部門」があり、大臣賞のほかにも「日本政策投資銀行賞」「全国地域づくり推進協議会会長賞」「国土計画協会会長賞」等が設定されている。

事業実施主体
(対象者)

地域づくり事例に関わった団体等(地方公共団体、個人含む)

補助率

—

令和3年度
当初予算
(百万円)

—

●令和2年度に表彰された地域づくりの優良な取り組み事例（那須まちづくり広場、鯖江市RENEW実行委員会など8団体）





趣旨 歴史・文化を活かしたまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与する。

事業内容 歴史まちづくり法に基づき、市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を国（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定し、当該計画に基づく市町村の取組に対し各事業により重点的に支援する。

事業実施主体（対象者） 歴史的風致維持向上計画の認定都市等

補助率 下図参照

令和3年度
当初予算
社会資本整備
総合交付金
7,469億円の内
数ほか

社会資本整備総合交付金

①街なみ環境整備事業

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原も補助対象

②都市公園事業

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものも補助対象

③都市再生整備計画事業

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象

④景観改善推進事業

- 景観計画の策定・改定に要する経費、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援
- 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援

⑤歴史的観光資源高質化支援事業

- 歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却が補助対象

⑥Living History（生きた歴史体感プログラム）事業

- 文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組を支援
- 補助率5%加算



※下線部は、歴史的風致維持向上計画の認定都市を対象とした措置

44